

＜質疑応答・意見交換＞

清水：こんにちは、県の教育委員会保健体育課スポーツ振興係で指導主事をしております清水と申します。よろしくお願ひいたします。私、スポーツ振興係のなかでの担当がこの生涯スポーツという部分になっております。ちょうど24年度からのこのポストなのですが、私が24年4月1日に県の教育庁に行った2日前です、3月30日に国のはうからスポーツ基本計画というのが出されました。もうご存知だと思いますけれど、で、私がそのポストに入ったときに上席に言われた仕事が県のスポーツ振興計画を作れ、尾前はのためにここへ来たんだということで、一生懸命その基本計画、あるいはそれの基になった基本法を一生懸命、自分なりにですけれど勉強させていただきました。実はそこでマイライフ・マイスポーツ運動というのを25年4月1日ということで本県の生涯スポーツ施策をスタートすることができたのですけれど、非常にそのマイライフ・マイスポーツ運動を策定するときに問題になってきたのが、スポーツ基本計画のなかでも、言えば小さなお子様から高齢者までの総合的なスポーツ施策が埋められているのと同時に障害者スポーツですとか、あるいは高齢者のスポーツという、今まであまり教育委員会で立ち入っていなかった部分が入ってきていたんです。私はそれを策定するなかで、大まかな案ができた時点で、知事部局のそれこそお隣に座っていらっしゃいます健康福祉部健康増進課のところに案を持っていって、一応教育委員会ではこういうのを作つてみましたけれどご意見はないでしょうか、あるいは生涯福祉課にもお持ちいたしましていろいろそこからご意見をいただきながら作つていったわけです。で、非常に今日も実はお話を伺いながら、レジュメの7ページのところに健康づくりのための身体活動基準2013というところを見ながら、非常に困ってしまっていると言いますか、スポーツ基本計画のなかでの数値目標なんです、これは、申し上げますと、スポーツ基本計画のなかでは成人の週1回以上のスポーツ実施率という言葉が使われているのですが、これが3人に2人になると、65%。で、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人、30%程度になると、あるいは成人のスポーツ未実施者、未実施者というのは1年間に一度もスポーツをしない人をゼロに近づけるというのが文科省のはうでのスポーツ基本計画には出てくるのです。そうしたときに、今

度は厚労省の身体活動基準と若干違つてくる部分がある、そしてちょうど1年ぐらい前に健康増進課さんに数値目標をお持ちした時に、健康増進課さんは「健康かごしま21」の見直しをされていて、運動実施率が私共教育委員会で持っていたデータと全然違つたのです。じゃあ本当に県民の運動実施率、スポーツ実施率って何%なのという矛盾が出てきてしまった。非常にそこら辺が、自分が担当しながら矛盾を感じたり、やっぱり横の連携、今日実は幸福恵吾さん、私も昔から存じ上げていて総合型地域スポーツクラブ、これは文科相のはうで一生懸命進めているのですよね。でも今日発表されたことは厚労省の介護予防の事業、こういったところにも手が広げられる、新たなコミュニティースポーツクラブの可能性というのを私も感じたところで、これは非常に大事な総合型地域スポーツクラブ、一市町村に必ず1個づつ作つてくださいねと県の担当者としてお願いしているのですけれど、実際できたはいいけれど何をしたらいいかが分からぬとかいう声も実際に聞きます。でもそういったところにまで活動が広げられると、教育委員会だからだと健康増進課だからとかではなくて、県民にとっては非常に良い事なのかなというのを感じながら、今日はお話をうかがわせていただいたのですが、この辺の厚労省と文科省の裏事情ではないですけれど、お教えいただければと思います。

宮地：ご指摘の点は本当に過去30年以上ずっと、たぶん述べられてきた課題だと思います。今回アクティブガイドを策定する、それから「健康日本21（第2次）」を策定するにあたって、実は厚労省かなり踏み込んだことをしました。実は身体活動基準を決めるための検討会のなかで子供のための身体活動の基準を作ろうという大きな方針も出たわけです。そこで話題になったのが、いや、文部科学省がもう既に子供については2つの指針を出しているよと、「幼児期運動指針」というものと、「アクティブチャイルド60分」というものを出しているとこれは単に健康づくりを目標にしているだけではなくて子供の健全な発育、発達であったりとかあるいは楽しく運動に取り組めるような態度を涵養するという大きな目標がスポーツ基本法に定められているようなかたちであります。ということで、文科省のものを18歳未満の子供達や青年期の少年達にはこれを目標にするということを厚労省も宣言しましょうということで、身体活動基準のなかには子供に対してはそちらを見てくださいということが書いてあります。

それをやるにあたって、厚労省の担当であった室長補佐に厚労省のほうに伺いまして、厚労省の担当者とも会っております。あと「健康日本21」のなかで、子供の目標を作っているのですけれど、その目標も文部科学省の調査の結果をベースラインのデータとして、10年後にその調査の結果に基づいてまた評価をしましょうということで、そのデータを使わせていただいてよろしいでしょうか、よろしいですよといったような打ち合わせを今回の「健康日本21（第2次）」のなかではやってきたところです。当然、実はスポーツ基本計画を作る際に生涯スポーツというものを考えるときに、文部科学省は健康とかそういったものをかなり入れています。その時にも当然、厚労省のほうにいわゆる仁義をきるではないですけれど、ご挨拶があったというふうに聞いておりますし、高等学校の保健体育の学習指導要領を見ていただきますと、厚生労働省の運動基準に基づいて生涯にわたる健康づくりに取り組む姿勢を涵養するというようなことが学生指導要領のなかに書かれております。ですから昔に比べますと相当、厚生労働省もこれは俺の縄張りだ、いやいや文科省の縄張りだというのではなくて、多少まだ年代の棲み分けはありますけれど、少しづつ協力していこうという態度が見てとれます。またスポーツ実施者の調査、運動習慣の調査の結果は確かに調べ方が違いますからデータがズレているというか、実際には厳密には聞いていることが違いますから結果が違うのは当たり前なのですが、そこら辺の概念はやはりしっかり統一していくというような取り組みというのはやはり省庁を超えてやっていかなければいけないですし、鹿屋体育大学のような学術を担うようなところは、そういう概念を整理するような学問というのを進めていただくということが必要なのかなというふうに思っております。なので、ぜひ厚労省、文科省もそうやってお互い歩み寄りを実務間のレベルではやっておりまし、施策のなかにもそういうことを書き込んでおりますので、ぜひ自治体におかれましても部局間の連携をとっていただけるとありがたいなど、要は今よりも運動習慣者や身体活動を少しでも増やすということは共通の意趣、課題ですから、その目標に向けてその垣根を取り払っていく努力というのはやはり実務間での協議が必要なのではないかと思っております。

竹島：どうもありがとうございます。

原田：ちょっと一言よろしいですか。今の事に関連し

まして、私もかつて教育に携わったことから言いますと、やっぱり現教員には限界があるのかなと、教育委員会というのは学校体育であり学校保健であります、担っているのは、それは学習指導要領のなかでもそういうかたちになってきます。そうするとプロのスポーツあるいは生涯スポーツとなったときに、なかなか範疇を広げられないという、非常に悩みがあり難しいところがございます。だから健康増進課でありますとか他の部署との連携が必ず必要になってくるのですが、今私は知事に対し、文化スポーツ局なるものを作ってもらえないかというようなことをお願いしております。そうなりますとスポーツ局でそういった総合的なものを全て担うと、プロスポーツとか、そういうことをできるような組織ができるのかなと、文化についても同じで、そういう部署を、縦割り行政のなかではなかなか難しい部分を総合的にできる組織というものを国のほうでも何か作っていただきたいなというふうに思っております。

竹島：ありがとうございます。私の記憶する限りでは国立健康・栄養研究所の部長というポジションは多くの場合、いわゆるお医者さん、厚労省の関係はお医者さんが部長になられた経緯が多かったと思うのですけれど、そういうなかで宮地先生が運動系として始めて部長という要職に就かれたということからすれば、楔を入れていただけるのではないかと体育大のほうでも期待しておりますので、ぜひ国立栄養研究所が国立運動研究所になるようによろしくお願いしたいと思います。

他に何かぜひ、ご参加いただきましたのでご質問等がございましたらご発言いただければと思うのですが。**堀之内：**すみません、今日はありがとうございました。垂水市役所の保健福祉課の保健師の堀之内と申します。今のお話のところなのですけれど、私達もスポーツ推進計画を体育大学の先生達にご協力いただいて作成しているところなのですけれど、そのなかではやはり私達も目標の議論というのがありました。で、この前うちの担当のスポーツ係から案が出されたときにはその実践者は殆んど保健福祉課でした。保健福祉課が実践するというのが一番前に出てきていて、本当によく使ってくれたわと思いながらだったのですけれど、やはり今、うちのほうでは本当に体育大学にはいろんな事業をお願いしていまして、今日ご出席の市町村の方には教えたくないような、本当に独り占めした

いようなところなのですが、本当に地域にこういう大学があつて非常にありがたいことになっていますので、そういった意味ではやはり私達も管内のなかで、管内というと肝付・曾於の地域保健の連絡協議会のなかで保健師が主に集まるところのなかでは、今年は国保連合会とかそういったところで、医療費分析とかそういうのもやっていまして、そして国保データしか市町村にはなかったのですけれど、やはり健保協会からもデータがきて地区診断をきちんとできるようにということで3割4割しかいなかつた国保に健保データが加わると大体6割7割ぐらいの医療費の地区診断とかそういうのができていくかたちがありますので、やはりこういった事業というのを、今たまたまうちが事務局を扱っておりますので、今年までは、ですからこういった今日の話というのを私も肝付・曾於の保健師達にも伝えていくつて、スポーツ推進係と一緒にやっていくというよなことを、どっちとも歩み寄らないとたぶん保健師の部門は健康増進なのですけど、特に忙しいのです。今日の昼からは母子の会とか、昨日は災害における難病の会とか、本当に多岐にわたって、保健師をつかまえないとたぶんこの増進計画とか実践の部分というのも進まないのかなというよなところを思いますので、今日は保健福祉部が来ているのは、うちと和泊町さんがいらっしゃいますけど、そういった部門ですので、ぜひまた来年度もこういう会がありましたら、良い勉強をさせていただきましたので保健師の部門の健康増進部門の出席もあつたら、より連携も進むのかなということです。すみません、取り留めのない話をしました。

竹島：どうもありがとうございました。時間が来てしまいましたので、田口先生の手が上がりましたが、短い時間なら。

田口：宮地さんに、特にこういう動きをしてほしいという動きがあるのかなと、運動しないと体に良くないという、それは皆さんよく分かっているのですけれど、やはり怠惰な人って世の中にいるんですよね。そういう人には、将来地域社会に多大なる迷惑、保険料その他を掛ける要素があるのですから、当然、税金をちょっと高くとってもいいのではないかという動きの、肥満税というとお相撲さんなんかが引っ掛かってくるので大変んですけど、うまい税金です。で、よく運動する人には還付が受けられるとか、そういう動きは政府のほうでないでしょうか。

宮地：まだ大隅の方とか、こういった地域は難しいかもしませんけれど、実はあまりよく知られていないのですけれど、厚生労働省では、健康づくりのために運動に取り組む、フィットネスクラブに行く、そういうことをやると医師の診断書がついていて、ある指定された施設でフィットネスクラブをやると、そのフィットネスクラブ利用料はいわゆる医療費としてカウントされるような制度があります。フィットネスクラブへ行けば1万円以上、ひと月に掛かります。それを12ヶ月やると10何万円になるわけですけれど、そういったお金を医療費として計上できるようになるわけです。そうすると税金が還付してくれるという制度があるのでしけど、なかなかそれが充分に活用されていないことがあります。ですから、そういうことを知らないで使われていないという事情がありますから、フィットネスクラブの愛用者に、診断書1枚持つていけば税金が返ってくる制度があるんだよということを、もっとフィットネスクラブそのものが会員に言わなきゃいけない。だからこういった連携をもっとしっかりとやろうというのが1つあります。やはり国が個人一人ひとりに対して運動しろとかどうのこうのというのは、基本的人権に係わることですからなかなか言えません。ただ、自治体であつたり企業であつたりということに対して健康づくりに積極的に取り組んでいるところの税率をどういうふうにしていくのかとか、あるいはそういうところに対してお金の貸し出しの緩和の要件を作るとか。最近は職員の健康づくりに取り組んでいるか否かによって、ブラック企業なのかホワイト企業なのか分かるといったような評価をするようなところもあります。ですから、民間からボトムアップしていくということに加えて、個人に対してではなく企業であつたり自治体であつたりという、個人が所属している組織や団体や地域に対して税の負荷をかけたり、あるいはインセンティブを与えたりということ進めていくということは、厚生労働省でも文科省でも、法律の枠の中でできるであろうということで、こういった仕組みを作っていく。それが1つ具体化されているのが特定検診・保健指導というやつです。特定検診・保健指導のなかで保健者という、保険料を払わなければいけないという人達に対して、インセンティブやペナルティーを与えるという制度を作って、できるだけ医療費を使わないようにしてくださいと。なので、こういった制度設計というのはこれからどんどん行われていくと思

いますので、ぜひそういったことに対してお知恵をいただけるようなことを体育大から発信していただけるとありがたいと思います。どうもありがとうございます。

竹島：ありがとうございました。時間がまいりまして、実は体育大学としては人材を輩出しているわけでして、幸福さんのようなポジションについて国民の健康づくりを推進していくような学生も、我々のところで輩出していくといふことはいっていけるという現状でございますので、市町村でもうまくお使いいただければというふうな重いがあるのですけれど、時間がまいりましたので今日の意見交換ならびに発表を終了させていただきたいと思います。

それでは最後にセンター長にご挨拶していただきまして、終わりというかたちになります。

北村：皆さん、今日は2時間という限られた時間のなかでしたけれど、お集まりいただきましてありがとうございます。最後、充分に皆さんのご意見、お話を伺う時間が持てなかった点につきましては申し訳ありません。今回、国の政策、それから県であるとか地方自治体レベルでのお話、そして幸福さんのような実際に活動されている話という、3つのレベルでのお話をしていただきまして、やはりそういったなかで地域の健康づくりということを考えていただくときに、先ほどの厚労省と文科省の話ではありませんけれど、上のレベルほど融合というのは難しいのではないかというふうに感じているところです。先ほど垂水市のほうからもご発言がありましたけれど、垂水市はスポーツ推進計画のなかに保健福祉課の名称がたくさん出てきます。そういうかたちで、やはり地域での行政レベルだとより横の連携というのはつながりやすくなるのではないかという思いがありますので、ぜひ今日の話を参考にしていただきまして、それぞれの地域での健康づくり、あるいはスポーツ推進というかたちで取り組んでいただければと思います。

それから幸福さんのような総合型地域スポーツクラブがある市町村も増えておりますので、やはりそういった外部組織というものをうまく使っていただいて、行政のなかでは難しいけども、それを外の組織にうまく振れるようなシステムができていく、そして厚労省と文科省、あるいは経産省とったところのハイブリッドな地域の組織のなかで健康づくり等が推進していけばいいのではないかというふうに思います。今回、

坂口からも紹介がありましたように、生涯スポーツ実践センターでは様々な地域の皆さんからのご要望にお応えできるような体制をとっていきたいと思っているのですが、なかなかやはり敷居が高いようでお話をいただく機会がございません。今回アンケートにご協力をいただいたところからも体育大学の先生を呼ぶと報償費が高くて手が出せないというようなコメントをいただいたりしておりますので、それはいろいろなケースがあるのですが、我々のほうで学生の教育という面、あるいは我々の研究という側面でご協力をいただければ、我々のほうから地域の皆さんに還元できるものもあるかと思いますので、そういうかたちでの連携も持てればいいかなというふうに思っております。

この協力者会議を毎年一度開催しておりますけれど、今回初めて県内全市町村に案内を送らせていただきました。その全市長村というのも、スポーツ関係のところと健康づくり関連のところ、今回は両方に送らせていただいております。そういう垣根を越えたディスカッションができる場として来年度以降も継続していければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございます。